

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年12月28日京都市
条例第20号）（総務局人事部人事課）

任命権者は、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分（以下「懲戒免職処分」といいます。）によらずに退職した者について、その者がなお在職していたものとするならばその者に対し懲戒免職処分を行うことが相当であると認められる犯罪がその者の在職期間中にあったと認めるときは、退職手当の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した退職手当の全部若しくは一部を返納させることができることとします。

この条例は、平成19年1月1日から施行し、同日以後になされた犯罪について適用することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第20号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項本文中「次条に」を「次条から第14条までに」に改め、同項ただし書中「とき」の右に「（第13条第1項の規定により退職手当の全部を支給しない処分を受けたときを除く。）」を加える。

第12条第1項中「に係る刑事事件」を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「について、次の各号の一に該当するに至った」を「を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した」に、「第2号に該当する場合において、一時差止処分」を「当該一時差止処分」に改め、同項各号を削る。

第13条を次のように改める。

(退職手当の不支給)

第13条 任命権者は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者がなお在職していたものとするならばその者に対し地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが相当であると認められる犯罪（以下「懲戒免職相当行為」という。）がその者の在職期間中にあったと認めるときは、退職手当の全部又は一部を支給しないことができる。

2 前条第2項、第3項及び第9項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を支給しない処分（以下「不支給処分」という。）について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、不支給処分に関し必要な事項は、別に定める。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(退職手当の返納)

第14条 任命権者は、退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(1) 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 在職期間中に懲戒免職相当行為をしたと認められるとき。

2 第12条第2項、第3項及び第9項の規定は、前項の規定による退職手当の全部又は一部を返納させる処分（以下「返納処分」という。）について準用する。

3 第1項第2号の規定に該当するものとして行う返納処分は、職員が退職した日から5年を経過した後においては、行わない。

4 前3項に定めるもののほか、返納処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた犯罪について適用し、同日前になされた犯罪については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項前段中「第14条」を「第15条」に改める。

(総務局人事部人事課)